

四小は「**歯科受診100%**」を目指します。現在 **76%**

週に1度、「**爪を切る日**」を作りましょう。

ほけんしつだより \*おうちの人と一緒に読みましょう\*

# TOUGH

島原市立第四小学校

令和5年11月10日

文責 溝田

## ☆寒暖差で、体調をくずしやすい気候です！！

11月に入りましたが、今週日中は夏のような暑さが続きました。朝夕は少し冷えていましたので、寒暖差のせいか、鼻水・せき等のかぜ症状を訴える児童が増えています。

来週は、気温が下がり、最高気温が20℃以下になる予報が出ています。天気予報を事前にチェックし、**気温にあった寝具や洋服を準備**し、対応していけるようにしましょう。週末は、冬物の準備をされてもいいのではないのでしょうか。



気温に合わせて  
調節できる服そうをしよう

## ☆**歯科受診状況について 100%達成は1・6年**

	受診率 (受診中含む)	受診が終了していない 人数(受診中含む)
1年	100%	1人
2年	56%	5人
3年	60%	5人
4年	89%	1人
5年	69%	5人
6年	100%	0人
全校	76%	17人

おし歯になってしまった歯は、治療をしないと症状が進行することが多いです。健康な歯が減ってしまうと

● **しっかり食べ物がかめない。**

→ **胃腸への負担**

● **歯並びが悪くなる。**

→ **しっかりかめない。審美的な面への影響**

と口の中の問題だけではなく、**全身の健康に影響**を及ぼします。



子ども達の健康のために「**歯科受診**」を済ませましょう  
(未受診の人はまず、**歯科に予約の連絡**を！！)

**重要**

## ☆お知らせ

### (学校管理下で発生した「けが」での病院受診について)

10月1日から島原市の福祉医療制度が変わりました。そのため、学校でのけがの場合、病院窓口で学校でのけがの受診と伝えることが必要です(学校で加入しているスポーツ振興センター災害給付金制度が適用されるため)。

学校でのけがで病院受診する際には、病院窓口で<sup>あらかじめ</sup>「学校でのけがの受診」ということをお伝えください。

支払金額によっては、スポーツ振興センターの対象にならないこともありますが、その際は、市の福祉医療制度をご利用ください。詳細は、下に載せておりますので、必ずご一読ください。

### 「子ども福祉医療助成制度」とスポーツ振興センターについて

島原市では、令和5年10月1日から小・中学生の福祉医療費の現物給付が始まりました。

市の方から黄色の受給者証が届いていると思います。その黄色の受給者証を病院や薬局で提示すると、保険診療分に限り、1医療機関当たり、1日800円、月上限1600円が自己負担となります。

ただし、学校のケガなど、スポーツ振興センターの「災害共済給付金」を受けられるものは、スポーツ振興センター扱いとなりますので、下のフローチャートを参考にしてください。ご理解とご協力をお願いします。学校のケガについては、養護教諭におたずねください。

